

# 学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

島根県立出雲工業高等学校

# 学校いじめ防止基本方針

島根県立出雲工業高等学校

## 1 学校いじめ防止基本方針

「いじめは、どの生徒にも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」という基本認識に立ち、本校生徒が、安心・安全かつ明るく元気に学校生活を送ることができる学校を目指すために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義（法第2条参照）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめ防止のための基本的な考え方

- ・学校内にいじめを許さない雰囲気を作る
- ・生徒・教職員の人権感覚を高める
- ・生徒間、生徒教員間に温かな人間関係を築く
- ・いじめを早期に発見し、早期に解決する

### (3) いじめの具体例

悪口を言う・あざける、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、壁や掲示物・ネット上などでの誹謗中傷の書き込みや落書き、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り、所有物・使用物等を隠す・壊す・取り上げる

## 3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

### (1) 日常の指導体制

いじめ防止の該当組織・・・ **いじめ防止対策委員会** **いじめ防止対策G**  
【構成員】

#### いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導部長、  
教務部長、保健教育相談部長、  
人権教育担当、養護教諭  
特別支援教育コーディネーター、  
関係教員、スクールカウンセラー、  
学校運営協議会（代表）、  
PTA役員（代表）

#### いじめ防止対策G

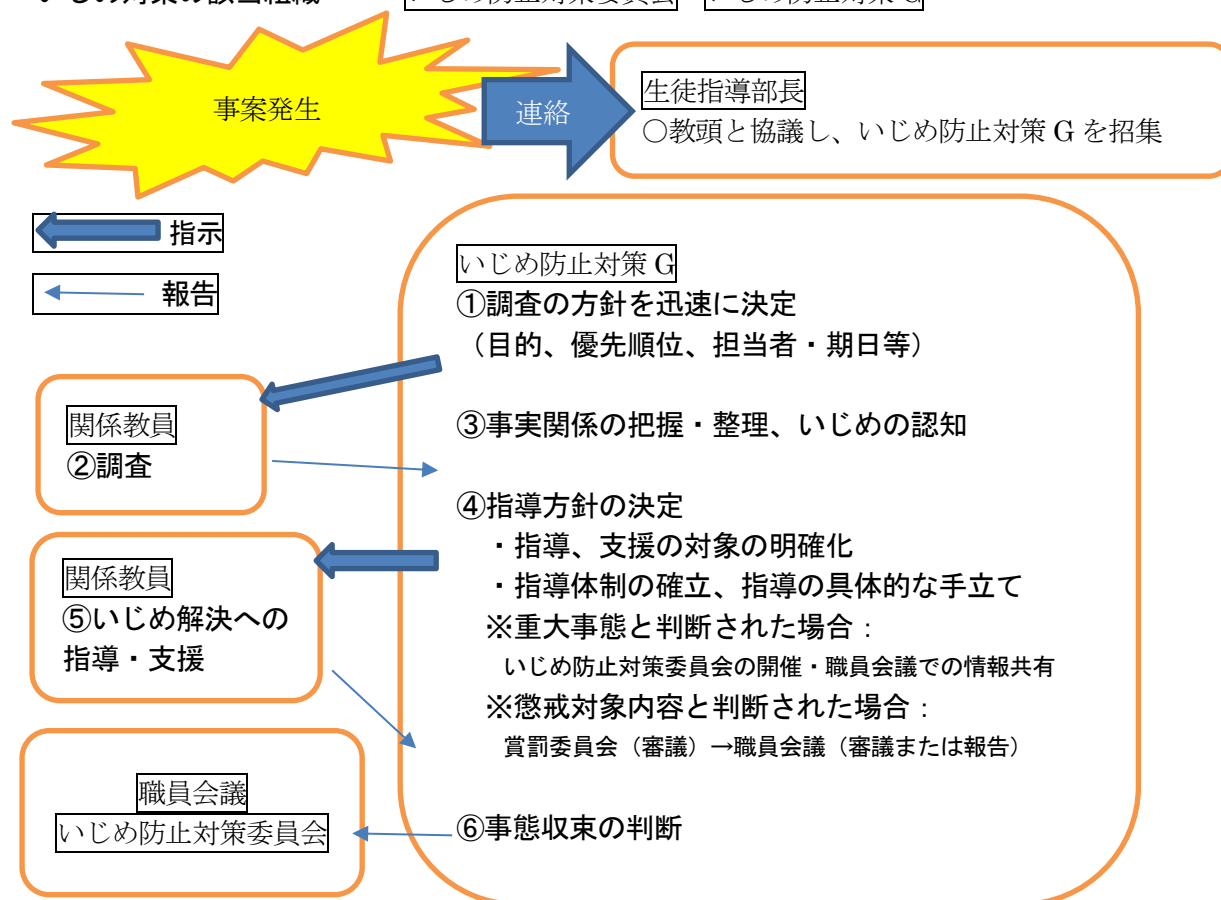
教頭  
生徒指導部長、副部長  
関係生徒の担任、科長、学年主任

### 活動内容

学校いじめ防止基本方針作成・見直し **いじめ防止対策委員会**  
年間指導計画の作成 **いじめ防止対策委員会**  
調査結果、報告等の情報の整理・分析 **いじめ防止対策G**  
いじめが疑われる案件の事実確認・判断 **いじめ防止対策G**  
要配慮生徒への支援方針 **いじめ防止対策委員会**

## (2) いじめ発生時の組織的対応

いじめ対策の該当組織・・・いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策G



## 4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大切である。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

### (1) 学業・生徒指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高め、互いを思いやる集団作り  
(クラス活動・生徒会活動・委員会活動・部活動・工芸祭・球技大会等)
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり  
(学習評価・授業評価・授業互見による授業内容の向上)
- ・ボランティア活動・奉仕活動の充実  
(生徒会主催ボランティア等)

### (2) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施 (SC来校時、生徒面談・保護者面談の活用)

### (3) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚 (人権教育全体計画に基づく諸活動)
- ・講演会等の開催 (人権教育講演会)

### (4) 情報教育の充実

- ・情報教育 (HR活動、全体講演会等) におけるモラル教育の指導

### (5) ものづくり教育の充実

- ・工業教育としてのものづくり教育の充実

### (6) 保護者との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知

## 5 いじめの早期発見

いじめ問題解決の基本は、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

### (1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「発生時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

### (2) いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

### (3) いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

### (4) 教室でのサイン

- ・教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

### (5) 家庭でのサイン

- ・家庭内でのサイン例を示し、サインが見られたら学校との連携が図れるよう保護者に伝えておく。

### (6) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知（SCの活用）
- ・面談の定期的実施（SC来校時、生徒面談・保護者面談の活用）

### (7) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（QU、学校生活と人権に関する意識調査、学校生活に関するアンケートの活用）

### (8) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底（学年会→生徒指導部会）
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・入学時・進級時の引継ぎ

## 6 いじめへの対応

### (1) 生徒への対応

#### ①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

#### ②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

### (2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

### (3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して  
相談されたケースでは、複数の教員で対応し、少しでも安心感を与えられるようにする。

②いじている生徒の保護者に対して  
事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携（子ども安全支援室）  
・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法  
・関係機関との調整

②警察との連携（生活安全課）  
・心身や財産に重大な被害が疑われる  
・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携（児童相談所、社会福祉士）  
・家庭の養育に関する指導・助言  
・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携（S C、学校医、専門医）  
・精神保健に関する相談  
・精神症状についての治療、指導・助言

## 7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発  
・フィルタリングや保護者の見守りについて  
入学時オリエンテーション、P T A総会、地区P T A、情報モラル講演会、学校配布物で啓発

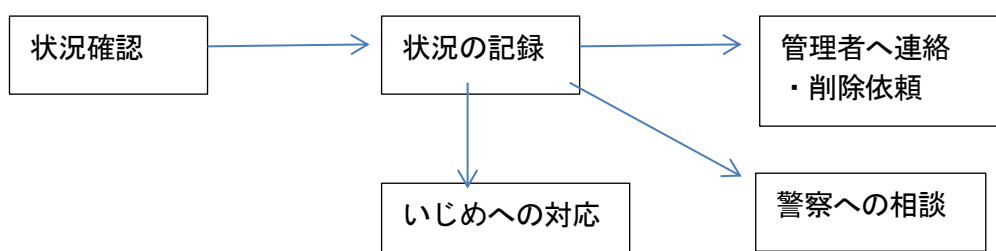
②情報教育の充実  
・情報教育（H R活動、全体講演会等）におけるモラル教育の指導

③ネット社会についての講話（防犯）の実施（教職員・生徒・保護者）  
・情報モラル教育講演会の実施

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握  
・被害者からの訴え  
・閲覧者からの情報

②不当な書き込みへの対処



## 8 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・児童生徒が自死を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。
- 児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たるものとする。

## 9 重大事態への対応（調査主体が学校の場合）

「自死またはその企図、重大な障害を負う、精神疾患発症、不登校年間30日以上等」

### (1) 重大事態発生時の該当組織

「いじめ防止対策委員会」＋必要に応じて県教委から派遣  
県教委から派遣委員（必要に応じて）

弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、スクールソーシャルワーカー

### (2) 重大事態の報告

県教育委員会（教育指導課、子ども安全支援室）

### (3) 事実関係調査

重大事態に至る要因、人間関係、学校・教職員の対応

学校外組織（警察等）との綿密な連携

当該生徒からの事実確認

#### ①いじめを受けた生徒から聞き取りが可能な場合

情報提供した生徒（当該生徒と関係のあった生徒）を守る（最優先）

質問紙等により事実確認

学校生活復帰への支援、学習支援

いじめた生徒へのすみやかな指導

#### ②いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、今後の調査について（関係生徒への質問紙によるアンケートを含め）協議し調査に着手

#### ③いじめを受けた生徒が自死した場合

遺族の要望・意見を十分聴取し、できる限りの配慮と説明

在校生への詳しい調査の実施、調査の目的・目標を説明

専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価

調査結果の公表に関する方針を遺族と合意

情報発信、報道対応は正確で一貫した情報提供

自死の連鎖に留意

#### ④いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

調査より明らかになった事実を（経過報告も含め）説明

情報の提供に当たって、他の生徒のプライバシーや関係者の個人情報に配慮  
ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠らない  
質問紙等の実施により得られたアンケートについては、調査対象となる生徒やそ  
の保護者へ情報公開する可能性があることを事前に説明

⑤調査結果の報告

教育委員会を通じて知事に報告

いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合は、当該生徒・保護者の所見を  
まとめ調査結果に添える

**参考資料**

「高等学校における『学校いじめ防止基本方針』（私案）野島忠夫（栃木農業高校校長）」